

東京都による農畜産物中の放射性物質検査(第 65 報)及び 水産物中の放射性物質検査(第 33 報)について

福島第一原子力発電所の事故を受け、都は第 65 回目の農産物の検査、第 33 回目の水産物の検査を行いましたので、お知らせします。

1 検査内容及び結果

(1) 検査実施機関

- ・東京都農林総合研究センター：農畜産物
- ・東北緑化環境保全（株）、（公財）海洋生物環境研究所：水産物

(2) 検査対象品目

【農畜産物】

- ・清瀬市で栽培したトマト 1 検体
- ・東久留米市で栽培したジャガイモ 1 検体
- ・西東京市で栽培したカボチャ 1 検体
- ・世田谷区で栽培したキュウリ 1 検体
- ・杉並区、中野区で栽培したナス 2 検体
- ・日の出町で搾乳した原乳 1 検体

【水産物】

- ・秋川上流域（あきる野市）で採取したヤマメ 1 検体
- ・城南島沖（大田区）で採取したスズキ 1 検体

(3) 検査結果（詳細は別紙）

検査した結果、すべての検体が基準値を下回りました（平成 24 年 4 月から「一般食品」の基準値は放射性セシウム濃度が 100Bq/kg、「牛乳」の基準値は放射性セシウム濃度が 50Bq/kg に改正されました）。

2 今後の対応

都は、今後とも関係機関と連携し、都内産農林水産物等の放射性物質検査を実施していきます。

※ これまでの検査結果については、産業労働局のホームページをご覧ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/whats-new/nousanbutu.html>

《問い合わせ先》

○都内産農林水産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部

(農畜産物) 武田・平野 電話：03-5320-4828、4838 内線：37-150、37-320

(水産物) 中野 電話：03-5320-4846 内線：37-410

都内産農畜産物(第65報)、水産物(第33報)の放射性物質検査結果

1 農畜産物の結果

品 目		採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
					セシウム-134	セシウム-137
1	トマト (施設栽培)	清瀬市内農家	平成24年 7月24日	東京都農林総合研究センター	ND (< 5)	ND (< 5)
2	ジャガイモ (露地栽培)	東久留米市内農家	平成24年 7月24日		ND (< 5)	ND (< 6)
3	カボチャ (露地栽培)	西東京市内農家	平成24年 7月24日		ND (< 5)	ND (< 5)
4	キュウリ (露地栽培)	世田谷区内農家	平成24年 7月24日		ND (< 4)	ND (< 6)
5	ナス (露地栽培)	杉並区内農家	平成24年 7月24日		ND (< 5)	ND (< 6)
6	ナス (露地栽培)	中野区内農家	平成24年 7月24日		ND (< 4)	ND (< 6)
26	原乳 注	日の出町内酪農家	平成24年 7月25日		ND (< 0.6)	ND (< 0.6)

2 水産物の結果

品 目		採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
					セシウム-134	セシウム-137
1	ヤマメ	秋川上流域(あきる野市)	平成24年 7月17日	(公財)海洋生物環境研究所	14	22
2	スズキ	城南島沖(大田区)	平成24年 7月19日	東北緑化環境保全(株)	1.8	3.1

注 原乳とは、乳牛から搾乳したばかりの生乳のことで、基準値は「牛乳」に分類される

※ 農林水産物の放射性セシウムの新基準値はセシウム-134と137の合計で100Bq/kg、放射性ヨウ素は半減期が短いため基準値の設定はなし

※ 牛乳の放射性セシウムの新基準値はセシウム-134と137の合計で50Bq/kg、放射性ヨウ素は半減期が短いため基準値の設定はなし

※ 「ND」とは、検査機関の分析による検出限界値未満を示す